

令和8年台風第24号及び前線による大雨で被災したことにより
山形県内へ避難されている方へ

生活福祉資金（緊急小口資金）特例貸付のご案内

山形県社会福祉協議会では、令和8年台風第24号及び前線による大雨に伴う災害により被災したため山形県内に避難し、当座の生活費を必要とする世帯に対して、緊急小口資金の貸付を行います。
貸付を希望される方は、避難先の市町村社会福祉協議会まで御相談ください。
なお、本資金は貸付金であり、償還(返済)していただく必要があります。

【貸付対象】

災害救助法適用地域及び都道府県知事が指定した地域に住所を有し、山形県内に避難された方で当座の生活費を必要とする世帯。

※山形県内に1ヶ月程度以上居住する方で、継続的に連絡が取れる方。

【貸付限度額】

原則、10万円以内。ただし、以下の①～④のいずれかに該当し、特に必要と認められる場合は20万円以内（1世帯につき1回限り）。

- ① 世帯員の中に死亡者がいるとき。
- ② 世帯員に要介護者がいるとき。
- ③ 世帯員が4人以上いるとき。
- ④ 世帯員に被災による重傷者・妊産婦・学齢児童がいる世帯。

【据置期間】

貸付の日から1年以内

【償還期間】

据置期間終了後2年以内

【貸付利子】

無利子 ※償還期間経過後は残元金に対し年3.0%の延滞利子が発生します

【借入申請に必要な書類】

- ① 借入申込書
- ② 本人確認書類（住民票、運転免許証、マイナンバーカード等）
※氏名、生年月日及び住所が確認できるもの
※住民票の場合は、本籍地及び世帯全員が記載されているもので、マイナンバー表示が無いもの
- ③ 借用書及び重要事項説明書
- ④ （口座振込の場合）振込口座申請書、通帳の写し
（現金交付の場合）貸付金引換証

受付期間 令和8年10月1日（木）～当面の間

＜実施主体＞ 社会福祉法人山形県社会福祉協議会